

1. 対象船舶
次の船舶に適用されます。
 - (1) 150GT以上のすべての貨物船
 - (2) 大きさに関らずすべての旅客船
2. 適用日
 - (1) 2011年7月1日以後に建造された船舶は、登録検査の日。
 - (2) 2011年7月1日前に建造された旅客船は、2012年7月1日より後の最初の安全設備検査の日。
 - (3) 2011年7月1日前に建造された3,000GT以上の貨物船は、2012年7月1日より後の最初の安全設備検査の日。
 - (4) 2011年7月1日前に建造された500GT以上の貨物船は、2013年7月1日より後の最初の安全設備検査の日。
 - (5) 2011年7月1日前に建造された150GT以上の貨物船は、2014年7月1日より後の最初の安全設備検査の日。
 - (6) 2011年7月1日前に建造段階にあり、上記(2)から(5)までの適用日より後に引き渡される船舶は、登録検査の日。
3. 船上設備
 - (1) BNWASの性能要件は、IMO Resolution MSC.128(75)を満足する型式承認された機種であること。
 - (2) [BNWASの適合機種リスト](#)
 - (3) 2011年7月1日前に搭載されたBNWASは、メーカーによるIMO Resolution MSC.128(75)を満足する機種であることを証明する宣言書が必要です。完全にMSC.128(75)を満足できない機種では、旗国からの免除が必要です。
4. 検査
 - (1) BNWASの検査は、2011年7月1日以後の航海設備として安全設備検査で行われます。
 - (2) 初回検査では、性能要件を満足しているか証明書の確認、電源、オペレーションシーケンスに従った警報の作動及びリセットを確認します。2011年7月1日前に取り付けたBNWASについては、工事完了書などで確認します。検査が正常に終了すると、検査レポートに記録され、SE証書をもつ船舶にあつては、Form-EにBNWASを記入し、新しいSE証書が発行されます。
5. [BNWAS旗国情報](#)
6. 外国籍船用テクニカルインフォメーション
ClassNK テクニカルインフォメーション TEC-0838をご覧ください。
同テクニカルインフォメーションに、IMO MSC.128(75)が添付されています。
7. 日本籍船用テクニカルインフォメーション
ClassNK テクニカルインフォメーション TEC-0857をご覧ください。
船舶設備規程、船舶安全法施行規則、航海用具の基準等の告示が添付されております。
 - (1) 日本政府の型式承認されたBNWAS [第1種及び第2種のリスト](#)
 - (2) 2011年7月1日前に搭載されたBNWASで、第2種相当とNKが認める機種 [第2種相当の機種のリスト](#)

2011/6/24

日本政府が型式承認した第1種船橋航海当直警報装置

Maker	Country	Type/Model	Approved by
FURUNO ELECTRIC 古野電気	JAPAN	BR-500	JG5053
IBUKI KOGYO 伊吹工業	JAPAN	iWAS-100 AiK-100	JG5050 JG5057
TOKYO KEIKI 東京計器	JAPAN	WAS-1000	JG5052

日本政府が型式承認した第2種船橋航海当直装置

Maker	Country	Type/Model	Approved by
IBUKI KOGYO 伊吹工業	JAPAN	iWAS-200 AiK-200	JG5051 JG5058

2011年7月1日前に搭載された第2種船橋航海当直装置相当とNKが認めた機器

Maker	Country	Type/Model	Accepted by
ASUKA アスカ	JAPAN	ワッチサポート (ADP-1, ADP-2)	NK
TOKAI DENNKI 東海電機	JAPAN	TO-TO 1	NK
SETUYO MEISEI 摂陽明正	JAPAN	ワッチキーパー	NK
UZUSHIO DENKI 渦潮電機	JAPAN	ぱっちりくん	NK
TOKYO KEIKI 東京計器	JAPAN	居眠り警告装置 (WA-1)	NK
YAMAMOTO TEKKO 山本鐵工	JAPAN	ワッチ・アシスト (IE682B-2)	NK
MITUBISHI HEAVY IND 三菱重工業	JAPAN	SUPER BRIDGE-X	NK

[Top of Page](#)